

第30回 地方分権改革有識者会議  
第61回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

---

開催日時：平成29年9月8日（金）10：00～12：00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、市川晃議員、太田稔彦議員、後藤春彦議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、戸田善規議員、平井伸治議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋部会長、伊藤正次構成員、磯部哲構成員、勢一智子構成員（勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）、野村武司構成員

〔政府〕梶山弘志内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、松本文明内閣府副大臣、長坂康正内閣府大臣政務官、前川守内閣府審議官、大村慎一閣府地方分権改革推進室次長

議題：平成29年の提案募集方式等について（重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等）

---

（神野座長） それでは、予定の時刻よりわずかばかり早いのですが、御出席いただく皆様方には既に御着席いただいておりますので、ただいまから「第30回地方分権改革有識者会議・第61回提案募集検討専門部会 合同会議」を開催したいと存じます。

皆様方には何かとお忙しい時期かと思っておりますけれども、万障お繰り合わせて御参集いただきましたことに深く感謝申し上げます。

また、本日は公務が大変お忙しいところを松本文明副大臣、さらに長坂康正大臣政務官に御臨席を賜っております。どうもありがとうございます。また、11時45分ごろ、梶山弘志大臣にもお越しいただける予定でございます。その際、カメラが入室いたしますので、この点につきましても御了承いただければと思います。

また、有識者会議の小早川議員、提案募集検討専門部会の高橋構成員、山本構成員は、所用のため御欠席との御連絡を頂戴いたしております。

それでは、会議の開催に先立ちまして、松本副大臣から御挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

（松本内閣府副大臣） おはようございます。今回担当副大臣を拝命いたしました、松本文明といたします。

神野先生には長年にわたって御指導をいただいているところでありますが、皆様にも、ぜひまた御見知りおきをいただいて、折に触れて御指導いただきますようお願いいたします。

本日は、関係府省からの第1次回答の状況を踏まえて、今後の進め方等について御審議をいただくと聞いております。そして、また、各省との間で検討の方向性が合致している事項もあれば、そこまでに至っていない事項もあると聞いております。調整を加速化させる必要があると考えるところでありますが、地方分権改革有識者会議及び提案募

集検討専門部会の皆様におかれましては、一層の御尽力をよろしくお願いを申し上げ、私の挨拶といたします。ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、議事に先立ちまして、配付資料の確認をさせていただければと存じます。

まず、本日の議事次第、それから、配付資料一覧があるかと思えます。

次いで、座席図と地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会の名簿が添付してございます。よろしいでしょうか。

引き続き、本体資料ですが、資料1から6までございます。

資料1「平成29年地方分権改革に関する提案募集重点事項」。

資料2「重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点」。

資料3「第54回提案募集検討専門部会・第3回地域交通部会合同部会の開催概要」。

資料4が地方三団体からの資料でございます。資料4-1「全国知事会資料」、資料4-2「全国市長会資料」、資料4-3「全国町村会資料」となっております。

資料5「平成26～28年対応方針のフォローアップの状況」。

資料6「平井議員提出資料」。

さらに参考資料がございまして、本日戸田議員から御提出がございました資料が1部ございます。

お手元に配付されているかと思いますが、御確認いただければと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。お手元に議事次第が行っているかと存じますので、御参照いただければと思います。本日の議事は1件準備をさせていただいております。「平成29年の提案募集方式等について」を審議いたします。この点につきましては、ただいま松本副大臣から御説明を頂戴いたしましたところでございます。

では、まず初めに、高橋部会長から提案募集検討専門部会における検討状況について御説明を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いたします。

(高橋専門部会長) よろしくお願いたします。

それでは、御報告申し上げます。

部会におきまして、関係府省からのヒアリング及び地方三団体からのヒアリングを行いました。このうち、8月2日には地域交通に関します提案につきまして、地域交通部会、後藤先生が部会長でいらっしゃいますが、地域交通部会との合同部会を開催してヒアリングを実施したということでございます。

以下、これらのヒアリングの概要を御報告した上で、今後の検討の方針と進め方について御説明を申し上げます。

まず、関係府省との議論の状況につきましては、今、御紹介がございましたが、一定の議論の進展があったものの、現在では対応が困難であるとか、今後検討とされた回答も見られるところでございます。10月上旬からの第2次ヒアリングを含めまして、議論

を加速させていきたいと思っています。

そこで例年どおりでございますが、関係府省との議論の状況を大きく4つに分類して御報告申し上げたいと思います。すなわち、第1が検討の方向性が合致している事項、第2が検討の方向性が一部合致している事項、第3が検討の方向性は合致していないが、論点の共通認識は得た事項、第4が検討の方向性の合致、論点の共通認識も得られていない事項でございます。それぞれ事項を申し上げますが、後ほど事務局から詳しく御説明することになります。そういう意味では、それをまとめましたものがございますので、資料1をごらんいただければと思います。

まず、検討の方向性が合致している事項の例といたしましては、重点番号5がございます。子育て援助活動支援事業、ファミリー・サポート・センター事業と言っていますが、この実施要件の緩和の事項がございます。それから、重点番号42というものがございます。3ページ目にあるかと思いますが、災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることを可能とするよう見直しというものでございます。すぐ後ろにございます重点番号48、原体を製造・輸入する毒物劇物製造業・輸入業登録等事務の国から都道府県への移譲がございます。これらは基本的に提案どおりの措置がされるという御回答をいただいております。

第2の検討の方向性が一部合致している事項の例としては、もとに戻りまして、1ページ目、重点番号6でございます。家庭的保育事業等における連携施設の要件緩和。それから、3ページ目の一番上、重点番号37の土壤汚染のおそれがない土地の形質変更などに関して、土地の所有者等から都道府県知事への届け出義務を廃止という項目でございます。47、真ん中辺でございますが、国土交通大臣の承認を受けたドローン等無人航空機の飛行に関する制度の見直しというものがございます。これも前向きに御検討いただけたらという御返答をいただいているところでございます。

第3の検討の方向性が合致していないが、論点の共通認識は得た事項というものの例としましては、1ページ目の重点番号2でございますが、放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」等の見直し。重点番号38、3ページ目の上から2番目でございますが、国定公園の公園計画の変更について、施設の業態変更等軽微な変更の場合に係る事務・権限の国から都道府県への移譲等。重点番号46、真ん中辺でございますが、新技術等を活用した橋梁点検を可能とするための点検手法等の見直しがございます。

第4の一番困難な検討の方向性の合致、論点の共通認識も得られていない事項の例としては、重点番号の1-①保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し、さらには、重点番号31-②、2ページ目の下のほうにございますが、所有者不明土地・空き家等の適正管理に係る見直しが挙げられると思います。

なお、関係府省からのヒアリングの際には、部会としての考え方を提示しておりまして、関係府省には引き続きの検討を依頼しているということでございます。

次に、先ほど申し上げました提案募集検討専門部会と地域交通部会の合同部会の概要

について申し上げたいと思います。地域交通関係につきましては、今、申し上げましたように、提案募集検討専門部会と地域交通部会の合同部会で審議をしました。資料3がその概要でございます。

当日は、地方からの個別の提案の審議に先立ちまして、会議の前半といたしまして、国土交通省のほか、地方三団体から全国知事会を代表して井戸兵庫県知事、全国市長会を代表して、いらっしゃっております太田豊田市長、全国町村会を代表して、同じく戸田多可町長にお越しをいただきました。これらの皆様と部会のメンバーで、地域交通に関する現状課題等についてヒアリング及び意見交換を行ったということでございます。

その中では、地方公共団体が中心となって地域の交通ネットワークを形成するためのかなめの場となる地域公共交通会議の運営の問題について、特に関連に議論が交わされたところでございます。会議の後半では、コミュニティバス等が路線バスの停留所を利用する場合の基準の明確化と、地方からいただきました個別の提案について議論を行いました。会議の中で指摘されました事項につきましては、地域交通部会と連携させていただきまして、引き続き議論を進めてまいりたいと思っております。

次に、全国知事会、全国市長会及び全国町村会からのヒアリングについて、資料4に基づきまして御報告を申し上げたいと思います。それぞれ分厚いものが出ておりますが、地方三団体からは、これらの資料に基づきまして、提案募集方式による取り組みに対する評価と期待が表明されました。その上で、今回の提案全般に関して、提案団体の趣旨を踏まえた積極的な検討を求めるとともに、特に実現を求める事項や検討を進めるに当たっての留意点についての御指摘もございました。これらを踏まえまして、検討を進めてまいりたいと思っております。

次が、今後の部会の検討方針及び進め方でございますが、今後の部会における検討の方向としては、まず第1番目として、検討の方向性が合致している事項、検討の方向性が一部合致している事項につきましては、関係府省に制度改正等に向けた検討をお願いするとともに、内閣府及び関係府省において関係地方公共団体の意見確認を行うなど、具体化に向けた詰め作業を行っていただきたいと思っております。

第2番目、検討の方向性は合致していないが、論点の共通認識は得た事項につきましては、関係府省からさらなる検討の結果について御報告をいただけたと思っております。そのような状況をお聞きしつつ、専門部会としても対応方針について検討してまいりたいと思っております。

第3番目、検討の方向性の合致、論点の共通認識は得られていない事項につきましては、再度関係府省に対して専門部会としての考え方や論点を明確にお示しし、さらなる検討をお願いした上で議論を深めていきたいと思っております。

以上の方針を前提としまして、今後の進め方について申し上げます。11日に内閣府から関係府省への再検討の要請というものを予定しております。その際、あわせて資料2に主な再検討の視点というものがございまして、これを関係府省に対して文書でお示しし、

関係府省に対してそれを踏まえて9月22日の金曜日までに御回答いただくということを考えております。部会としては、関係府省の回答を踏まえまして、10月上旬から、いわゆる関係府省からの第2次ヒアリングを重点的に行いまして、議論を詰めてまいりたいと思っています。ちなみに、昨年はこの段階では、例年のことですが、検討の方向性が合致している事項は必ずしも多くはございませんでした。しかしながら、その後、最終的な取りまとめに向けて関係府省と課題を一つ一つ議論し、数多くの提案を前進させて、実現に至ったという経緯がございます。

したがって、今年も同様に、今後さらに論点を整理いたしまして、検討の方向性を見直していき、最終的には1つでも多くの地方の提案が実現できるよう、部会として誠心誠意努力をしてみたいと思っています。

以上でございます。よろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

地域交通部会と合同部会で開かれた関係もございまして、地域交通部会についても触れていただいておりますけれども、地域交通部会の後藤部会長から補足で御説明を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

(後藤議員) どうもありがとうございます。

ただいま高橋部会長から御説明がありましたように、地域交通部会としても、引き続き提案募集検討専門部会と連携を進めて、しっかり検討してまいりたいと思います。

先ほどお示しのあった資料3がその概要でございますが、主に地域公共交通会議の運営、これを中心に話し合われました。その中で、私の印象に残っているのが、自家用有償運送の事務・権限移譲、これが8県11市町村にとどまっているということで、これは余り進んでいない。この実情が、実際のところメリットがなかなかないというお話も受けまして、そのあたりをよく考えていかななくてはいけないなということ。もう一つは、中山間地域における地域公共交通のあり方あるいはその支え方、そうしたものに対して大きな方針をきちんと持たないと、現場では大変お困りの様子だということも伺いました。ということで、今後検討を進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、両部会長から触れてはいただきましたけれども、本日、議員及び構成員の皆様方から御議論を頂戴いたしますメインイシューといたしましうか、重要なテーマにかかわる資料を事務局から御説明いただきたいと思ひます。重点事項にかかわる各府省からの第1次回答の状況及び再検討の視点ですね。これについて御説明を頂戴したいと思ひます。大村次長、よろしく願いいたします。

(大村次長) それでは、事務局から資料2について御説明をさせていただきます。

1枚目、7月の合同会議で御了解をいただきました重点事項について分野別に整理をして並べたもので、目次でございます。

1 ページ目、基本のつくりは、これは全体に左側に提案の概要がございまして、真ん中に関係府省からの第1次回答の概要と、右側に提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点で、各府省に対してこれから提示するというものでございます。ことしは提案募集の数がふえておりまして、重点も昨年の1.5倍以上の数がございまして、恐縮ですが、説明は一部を抜粋して行わせていただきます。

まず、1の保育所の関係の「従うべき基準」が4本ございます。1-①については、保育所等の職員配置基準について、緊急時などやむを得ない場合に限り、保育士以外の者を保育士の代替とすることを可能とする。または、児童の実年齢に応じて配置することを可能とするといったような提案でございます。

2 ページ目、関係府省からの第1次回答ですけれども、いずれも保育の質の確保の観点から、対応は困難ということでございます。右側の主な再検討の視点でございますけれども、特例を適用できる地域条件を設けた上で、保育の質の代替策を講じた場合に限り認めるといったことで、保育の質を担保できるのではないかとということで、地域条件の例を示しております。また、特例の適用期間について短期間とするというようなことで、同様に対応してはどうかといったようなことを投げてまいりたいということでございます。

3 ページ目、1-②でございます。居室面積の基準の見直しについての「従うべき基準」の関係でございます。これについては、特例的に標準として適用できる現在の地域要件、これを緩和してはどうかという提案でございます。

4 ページ目、回答の概要ですが、真ん中に書いてございますが、現在の居室面積に関する特例が、土地の価格が高いことが障害となって待機児童の解消が進まない場合の一時的な特例措置であるという趣旨に鑑みれば、単に待機児童が発生する潜在的可能性があることや、地価の安い地方部分や新興住宅地での待機児童が発生していることをもって本特例の対象とするのは不適切だという御指摘でございます。

再検討の視点でございますが、全般に大阪市がやっておりますように、さまざまな安全対策を前提とすれば、保育の質の懸念には当たらないのではないかとという前提に立ちまして、須坂市が提案している関係については、これは地方部でございますが、地方部でも非常に待機児童は深刻な問題であるということ、また、大阪府の提案につきましては、現在の特例要件では、三大都市圏の平均の公示価格を超える必要があるのですが、東京圏の住宅の公示価格が非常に高過ぎるので、ほとんど東京圏の市区しか制度を活用できない。待機児童問題を抱える他の自治体では活用できないので、極めて効果が限定的であるということで、大阪府内のように活用希望が明らかな市町村が活用できるように、要件を見直すべきではないかとということで、また折衝してまいりたいということでございます。

右下7ページをごらんいただきたいと思います。左下2でございますが、放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブの「従うべき基準」の見直しでございます。これにつ

いては、提案は、その人員資格及び人員配置について、支援員の確保が非常に困難なものですから、この「従うべき基準」を「参酌すべき基準」で地方に任せていただいているかどうかという提案でございます。

回答としては、この支援員の人数に関する「従うべき基準」は、子供の安全性の確保のために不可欠であるということでございます。再検討の視点といたしましては、この放課後児童クラブの人材不足、支援員の人材不足が全国的な非常に強い要請となっているということでありまして、真摯に受けとめていただきたい。そして、面積基準のほうは、既にこの実態を考慮して「参酌すべき基準」とされた経緯がございます。そういった観点で、この人員配置基準についても同様に「参酌すべき基準」ということを検討してしかるべきではないかということでもあります。また、プログラムの工夫等によってサービスの提供は可能ではないかということでもあります。

8ページ、3でございます。幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限の都道府県から中核市への移譲でございます。これにつきましては、第1次回答として、昨年度も政令市にまでは移譲したわけでありましたが、中核市の権限移譲については、中核市市長会における検討を注視していくということで、基本的には前向きな御回答をいただいているのですが、この中核市の状況、そして、右側の再検討の視点にありますように、幼稚園団体からの懸念の声もあるということで、こういった関係についても調整状況をいただいて、また折衝してまいりたいということでございます。

その下の4からでございますが、これは子ども・子育て支援新制度に関する見直しの関係でございます。3本でございます。物としては、この10ページのほうをごらんいただきたいと思っております。10ページにあります4-②であります。これは子ども・子育て支援新制度の中で、支給認定に関する見直しでございます。提案の概要としては、年度当初時点で満2歳であって、年度途中で満3歳に達して1号認定になる。つまり、3歳以上で保育が不要で幼稚園に入るお子さんですが、これを年度当初から支給認定できるようにしてはどうかということでございます。

1次回答としては、入園する資格を有することを確認した上で、この経費を支給するという仕組みですので、そもそも保育を必要としない2歳児の段階で支給認定の対象とすることは、制度のたてつけ上困難であるというような回答でございます。

再検討の視点でございますが、かつて2歳児を幼稚園に入れるという構造改革特区の議論がありまして、この特例をやってみた上で廃止し、10年がたちました。ということで、まず改めて検討すべきではないかという点が一つございます。それから、一時預かり事業によって、2歳児を定期的に預かる仕組みの創設等を行うという検討がありますが、そういった観点で、提案の趣旨を踏まえて幼児教育を希望する者も受け入れ可能とすべきではないかということでございます。

4-③でございます。子ども・子育て支援で変更認定の時点に関する見直しであります。今、保育の必要な3歳未満児、3号認定から、保育が必要な3歳以上児である2号

認定への変更の認定の時点については、満年齢の到達時点でやっておりますが、これを年度当初の4月1日など、一定の基準日に改めるという提案でございます。

回答としては、現行でも2号認定、3号認定をまとめて認定することで事務負担の軽減が可能ではないかということですが、再検討の視点としては、そういったことをしなすとかえって事務が二重となり、煩雑であるという提案団体の声もありまして、そもそも2号認定と3号認定、これは3歳以上であるかどうかだけで分けている区分ですので、余り有意でないのではないかということで、早期にそもそもこの区分の廃止を検討してはどうかという指摘でございます。

11ページ、5でございます。子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の関係でございます。提案としては、地域の実情に応じて、会員数について現在50人以上となっておりますが、50人未満の実施も可能としてはどうか。また、自宅以外に借り上げ施設においても預かりを可能としてはどうかという提案でございます。これは基本的には前向きでございますが、まず、実態を把握していきたいということで回答をいただいております。

再検討の視点としては、そういうことで、実態を把握した上で、検討の具体的なスケジュールについても明らかにしていただきたいということでございます。この借り上げ施設での預かりについては、柔軟に対応できるという御回答だったのですが、要約が一切禁止していると解釈されるような書きぶりなので、要綱を早期に改正していただきたいということでございます。

12ページ、6でございます。家庭的保育事業等における連携施設の要件緩和であります。この家庭的保育事業について、連携施設の確保ということが要件になっているのですけれども、そのうち、家庭的業者にかかわって保育を行う代替保育の提供については、任意項目として、例えば連携先を広げるといったことができないかという提案でございます。1次回答としては、3番目の○にありますように、代替保育の提供、これは安心して保育を受けられる環境の確保に非常に重要だということで、対応は困難ということでございます。

再検討の視点としては、上にありますように、連携項目を切り分けた上で、連携先が異なってもよいということで、その上で、代替保育の提供に係る連携施設として、地域型保育事業を認めることや、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業の活用等によって代替措置が可能なのではないか、本提案については早期に検討いただきたいことを申し上げるものでございます。

それから、13ページ、7、幼稚園を管理できる者の見直しでございます。これは公立幼稚園の管理について、既存の私立幼稚園や地方独立行政法人等への業務委託を可能とするというものでございます。回答としては、学校教育法5条に規定する設置者管理主義があり、これは学校教育の根本的な原理の一つであるので、慎重に検討する必要があるということでございます。



再検討の視点といたしましては、提案団体の具体的な主張、奈良県のお話を踏まえて、設置者管理主義を緩和する際に生じる課題について、具体的に示すべきではないかということ。3番目にありますように、幼稚園は沿革から見ても、建学の精神に基づいて多様な設置主体により設置されてきた経緯があるということ踏まえ、この提案への対応により、公立幼稚園での実施が阻害される特別な教育内容や公権力の行使等があるとは言えないのではないか、さらに検討いただきたいということでございます。

14ページであります。8、児童養護施設における医療的ケアの充実でございます。提案は、被虐待児を含む施設の入所児童の医療的ケアを担う看護師の配置基準について、児童15人以上という現在の要件、これを小規模化を推進する背景に立って変更、緩和するというところでございます。

1次回答としては、現在検討会を設けているので、そこで検討していきたいということとして、再検討の視点としても、早期に30年中から具体的にできるように検討いただきたいということでございます。

次に、右下、16ページに飛んでごらんいただきたいと思っております。11-①でございます。11は3本、学校給食費の関係でございます。11-①は、児童手当における学校給食費の徴収権限の強化ということで、特別徴収できるようにしてほしいということであります。これにつきましては、負担の公平性の観点からの提案なのでございますけれども、1次回答としては、まず前提として、学校給食法を改正して、強制徴収が可能な公債権とすること、現在は私債権という整理がされておまして、これを位置づけた上で、児童手当を改正して、特別徴収の対象とする必要があるということです。3番目にございますように、この徴収が可能な公債権に位置づけるには、学校給食費の会計処理を公会計とする必要がありますが、現状、全体の半数以上の自治体が私会計であるということで、その実態も踏まえながら、どのような対応が可能か検討していきたいということであり、

右側でございますように、再検討の視点、学校給食法の第11条の改正によって、そもそも保護者の負担義務を早急に明確化して、公債権として位置づける必要がある。その上で、自治体の公会計化に向けた方策もあわせて検討いただき、スケジュールも示していただきたいということでございます。

17ページ、11-②でございます。学校給食費についての、これは直接給付ということで、経済的に困窮している世帯に、各種支援制度による就学援助費のうち、学校給食費相当額を保護者の委任状が今必要なのですが、これなしで直接学校等へ交付することは可能としてはどうかという提案です。

回答としては、実現は可能であるということであり、再検討としては、通知の発出時期を明確に示していただくということをお願いいたします。

11-③であります。これは、学校給食費のコンビ二納付を可能としてはどうかということで、現在はできないという前提なのですが、可能としたいという提案です。これも

文科省さんから、実現は可能であるということで、今後通知等で周知していきたいということでございますので、これも発出時期を明確にしていくということでありますが、この11-①のほうで示した調整状況によっては、通知の内容も調整するということがございます。

18ページ、12、サテライト型養護老人ホームの「従うべき基準」の見直しです。これについては、サテライト型養護老人ホームを設置する際に、本体の施設がありまして、これが現状は介護老人保健施設、病院診療所に限られているのですが、養護老人ホームも追加としてはどうかという提案です。これについては検討し、29年度中に結論を得るというフォローアップ案件でありますので、さらに進捗を確認した上で対応方針に向けて成案としてまいりたいということです。

19ページ、14、訪問介護のサービス提供責任者の兼務に係る「従うべき基準」でございいます。これは訪問型サービスAということで、これが総合的な支援事業になっているのですけれども、人材不足を解消するために、他の訪問介護事業所ですとか、従前の介護予防訪問介護に相当するサービスにおいて勤務しているサービス提供責任者が兼務として従事することも可能としてはどうかということでございます。これは可能であるという御回答でありますので、周知を図っていくということでございます。

次に、20ページでございいます。16、2問ございいますが、介護支援専門員の登録に関する見直しでございいます。16-①は、介護支援専門員が専門員証をうっかりしたミスで不正でなくて失効した場合に、都道府県知事の裁量により、これを消除しないということも可能とするという提案です。回答としては、こうしたことをしますと、更新研修を受講しない専門員によるケアプランの作成等といったことが助長されるということで、消極的なお話なのですが、再検討の視点といたしましては、更新の失念防止等はかなり各県で努めている前提でのことなので、こういった中では、現行では更新研修を修了したにもかかわらず、業務多忙で更新手続だけを失念してしまった場合は多数あるようでございまして、そういった意味で、これは全く悪意はないので、柔軟な対応が可能となるように改正をしていただきたいということでございます。

関連して、21ページ、16-②、現在、介護支援専門員の登録消除後の欠格期間、先ほどのように欠格いたしますと、現在はいきなり5年間欠格になってしまうということでありますが、これを社会福祉士等と同程度の2年に短縮してはどうかという提案でございいます。これについては、介護支援専門員の不正を起こさないように設定しているのではという御回答なのですが、これは他と比較しても非常に長いということで、さらに短縮を、事情によって場合分けして検討してはどうかということでございます。

22ページ、17、僻地診療所における管理者の常勤要件の緩和ということで、管理者の医師が診療所内に不在の場合であっても、代診医と連絡を取ることができるときには、診療を可能としてはどうかという提案です。これについては、今年度開催の医師需給分科会で検討を行っていただくということなので、具体的なスケジュールを示していただき

たいということでございます。

23ページ、19でございます。介護福祉試験の受験資格に関する見直し、これは介護福祉士試験について、実務者研修の受講時間の見直しでありまして、福祉系高校で取得した福祉科目の単位について、介護福祉士養成施設で取得が必要な単位の通算を可能とするということでございます。これは背景として、第1次回答にございますように、600時間の受講時間を450時間まで低減して受けやすくした経緯があるので、こういった見直しをしたばかりであるので、現時点で見直しを行うことは困難であるということですが、右側、再検討の視点にございますように、現在介護福祉士試験の受験者数が半減したというようなことがありまして、こういった要因を分析する中で、必要な対応を早急にとるべきではないか。具体的には、450時間はやはり課題ではないかということでありまして、何らかの工夫が必要だという指摘をしております。

24ページ、生活保護関連でございます。20から5本ございますけれども、この20-①は権限移譲でございます。生活保護の決定等に関する審査請求の裁決権限を道府県から指定都市に移譲してはどうかという提案です。これは指定都市同様に大都市特例が講じられている中核市の意見等を踏まえて検討したいという回答です。これについては、指定都市のみ先行して移譲するという選択肢についても含めて考慮して検討していただきたいということでございます。

28ページ、21、無料低額宿泊事業に係る届け出制の見直しでございます。これにつきましては、この運営について、いろいろと課題がありますので、届け出制を許認可制にして厳しくしてはどうかという提案でございます。回答は、この宿泊施設に現在起居している方の住まいが確保できなくなったら困るということで、ただちに許可制は難しいのではないかと。ただ、貧困ビジネスの問題点については認識していて、悪質な事業者の規制はしていく必要があるということでございます。再検討の視点としては、この問題については、速やかに悪質な事業者を排除して、利用者の保護を図っていくべきではないかということでもあります。現在入っている方については、経過措置期間を設けることで何らかに対応できるのではないかと指摘をしています。

29ページ、ここから3本マイナンバーの関係でありまして、情報連携項目の追加ということでございます。例えば22-①につきましては、措置入院患者等の費用徴収事務について追加するというところでございますけれども、地方税関係情報を追加することでございますが、フォローアップ案件でありまして、回答としては、地方税法の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について29年度中に結論を得ることになっておりまして、再検討の視点にもございますように、関係府省においてこういった法律に質問検査権、そして、その担保措置を設けることについて、さらに2次ヒアリングまでに検討していただくということでございます。

30ページ、22-②でございますが、これは予防接種事務についての身体障害者手帳関係情報等を追加するという情報連携の関係でございます。これにつきましても、他部局、

他省庁と連携の上、法改正の必要性等を検討するということですので、厚生労働省において早急に検討を進めていただきたいということでございます。

32ページ、23、先ほど両部会長からお話のあった地域公共交通の関係でございます。多岐にわたる検討がございましたが、例えば一番議論になりましたのは、真ん中の地域公共交通会議でございます。回答の概要にありますように、地域の関係者間において十分な協議を行っていただく必要があるということが回答としてありましたけれども、右側の再検討の視点にありますように、地域公共交通会議での合意について、合意をとることが法令上必要とされている事項と、地域公共交通会議で合意をとる必要はないけれども、望ましい事項というものが混同されているのではないかとということで、全て法令上の義務があるかのように指導されている現状が各運輸局であるので、そういった運輸局での運用について徹底すべきではないか、また、そのことを周知すべきでないかといったようなことがございます。

また、具体的な提案案件としては、例えば真ん中にあります過疎地域におけるタクシー車両を用いた貨物運送、いわゆる貨客混載ですが、これは前向きにお話をいただいているのですけれども、右側でございますように、この過疎地域の定義について、狭過ぎるのではないかとということで、例えば特定農山村地域等も含めた形で地域の実情を踏まえた対応にしていきたいということでございます。

34ページ、26でございます。駅前広場等における立体道路制度の道路の適用要件の緩和であります。これは、駅前広場等において立体道路制度を活用したまちづくりを可能とするために、その活用できる道路としての適用要件を緩和するということであります。関係府省からは、都市再生特別地区で立体道路制度の活用が検討可能ではないかということで、これは具体的には京王線の明大前駅のお話なのですが、再検討の視点としては、一般道路で立体道路制度を活用することを可能とするために適用対象を見直すべきでないかということです。提案団体の指摘としては、都心部であっても既存制度の活用が難しい地域だということなので、こういったことも含めて、よく自治体のニーズを聞いて検討していただきたいということでございます。

36ページ、28、フォローアップ案件ですが、町村の都市計画決定に必要な都道府県の同意を廃止して、協議のみとするということでございます。これは30年度までに廃止を含めて結論を得るということでございますので、その進捗状況をさらに確認していきたいということでございます。

37ページ、29、給水区域の縮小に係る許可基準の明確化でございます。現在、水道事業が給水区域の縮小を行う場合には、許可基準が明確でないので、これを明確化してほしいということです。人口増を前提としていたので、人口減少の場合の基準が想定されていなかったという課題でございます。これについては、そういう事実はあるので、現在、水道法が臨時国会に継続審議になっておりますが、この法律案が成立した段階で、また省令等で許可基準の明確化を図るという回答でございます。これはそういうことで、

引き続き検討していただきたいということです。

39ページ、31、所有者不明土地の関係です。これは公共事業による土地の利活用の推進のために、自治体が所有者不明のまま土地利用権を設定し、必要な施設整備を行うことができる仕組みを構築する等の手続の簡素化という提案です。これについては、骨太の方針でも課題に挙げられておりました、国交省さんで、今、検討会を設けて検討しているところでございますので、引き続き御検討いただき、進捗を確認したいというものでございます。

31-②、空き家等の適正な管理の関係でございますが、そのために、法定相続人の中から管理責任者を指定できるように促すということでございます。回答としては、他の相続人の権利を制約したり、特定の相続人に共有者としての責任を超える責任を負わせることになりかねないので困難という回答なのですが、これは、地方税法等の例なども踏まえて、仕組みを検討すべきではないかということで、もう一回御検討いただくものでございます。

44ページ、土壌汚染のおそれのない土地についての形質変更に関する問題でございます。通常、人が踏み入らない保安林で行われる治山工事について、土地の所有者等からは、都道府県知事への届け出を不要とするというものでございます。これは近年法改正を行って手続の迅速化が図られたということでございますが、この手続は必ずしも十分に広く利用されるような簡素化ではないのではないかとということで、客観的に汚染のおそれがないとわかるような土地を届け出の対象外とすることについて、御検討いただきたいということでございます。

45ページ、国定公園の公園計画の変更についてでございます。軽微な変更につきましては、都道府県に判断権限を移譲するなど、速やかに計画変更できる制度構造としていただきたいということでございます。これについては、今でも半年程度で処理できる体制が整えられているということなのですが、これは民間事業者との関係もありますけれども、スピード感を持って、こういったビジネスチャンスを生かしたいということでもあります。再検討の視点としては、半年程度では遅いということで、明確な主張がありますので、既存施設の増築または建てかえで、自然環境等への影響が軽微なものについては、計画の変更を不要とするなど柔軟な対応をお願いしたいというものでございます。

46ページ、文化財保護の関係であります。2本ございます。1つ目は、伝統的な議論で、教育委員会が所管することになっている文化財保護につきまして、所管を選択的に首長部局に移管することを可能とする提案でございます。これにつきましては、中教審や文化審議会文化財分科会等で4つの要請として、政治的な中立性、安定性の確保等の条件がありまして、指摘されているということでございますが、現在文化審議会文化財分科会企画調査会において、文化財保護法改正を視野に検討をさまざましているということなので、その中で、今後検討課題として取り扱っていくということです。

再検討の視点といたしましては、今回の提案は、これは文化財を保護した上で活用す

るということですので、保護が前提となっており、その上で観光振興などでの活用を図るということです。また、この文化財保護上の4つの要請についても、文化財保護審議会の活用等で担保可能ではないかということでございます。首長部局に移ってきませんと、なかなか政策の意思決定までに時間がかかるということがございますので、年末の閣議決定に向けて審議会等の検討も含めて、スケジュールを早急にお示しいただき、検討いただきたいということでございます。

48ページ、39-②博物館の関係です。47ページと同じですが、これも教育委員会からの所管がえについて可能となるようにということでございますけれども、これは構造改革特区で1回議論をされているのですけれども、そういったことで、その結論を待ちたいというようなこともあるのですが、これについては右側の再検討の視点にございますように、文化財と同様に、博物館の所管は移すべきではないかということで、構造改革特区の内容は、施設の整備・管理に関するものではなくて、今回のもともとの所管の移行とは趣旨が異なるのではないかとということで、特区の評価を待たずにこの提案は検討していただきたいということを調整してまいりたいと思っております。

49ページでございますが、奨学金を活用した大学生等の地方定着促進制度の見直しということで、地方創生に係る卒の推薦について、在学採用に加えて、高校在学中から決められる予約採用も対象とすることを可能とするという提案でございます。これについては、関係機関と調整の上で、最終的な調整を行っているということで、早急に結論を出していただきたいというものでございます。

50ページでございます。41、大規模災害時における被災地の地方公共団体の支援の関係でございますが、応援を求められた都道府県が区域内市区町村に応援を求めることを可能とするという提案でございます。これは前向きに検討するというところでございまして、具体的な方向性を第2次ヒアリングまでに示していただきたいというものでございます。

同様に42でございますが、災害関係、災害援護資金の貸付利率を引き下げることを可能とするということでございますが、現行、法律で3%と明記されているのですが、柔軟に引き下げてはどうかということで、これについてもその方向で検討していただくということでございます。

51ページ、43、罹災証明制度の見直しでございます。これにつきましては、手続の簡素化ということでございまして、提案も踏まえて、例えば写真判定の導入等の簡易な手法について、今後関係省庁と連携しつつ、見直しの検討を行っていくということでございます。また、地震保険の中で出されている民間の知恵も置かれていくということで、そういったことについて検討していきたいということでございます。

52ページ、44でございますが、災害ボランティアツアーでございますが、旅行業の許可が必要だということであったのですが、これについては既に7月に旅行業の登録なくボランティアツアーを組めるということで、発出をいただいております。

53ページ、46、新技術を活用した橋梁点検でございますが、現在近接目視という形で、要するに、実際に目で見るということで、5年に1回の程度で点検するという事になっているのですが、これはなかなか人間的に厳しいということで、小型無人機等の新技術を活用した点検手法を導入してはどうかということでもあります。これについては、新技術の活用については、国交省さんも検討していただいているのですが、まだ熟度が低いということで、近接目視によるチェックを基本とするということなのではございますけれども、今後の点検を充実する観点からも、現場の実態を把握していただいた上で、過剰な負担とならないように技術面、体制面、財政面で十分な援助措置をとるべきではないかということで、今後さらに実情を聞いていただくということにしております。

54ページ、47、ドローンの関係です。これはドローン等の無人飛行機の飛行について、国交大臣の承認がございまして、当該市町村において、現場で飛行方法の注意や中止をできるようにしてはどうかということでございます。回答としては、国交大臣の承認については、地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことが認められる場合に行うということで、問題であれば、承認の取り消し等の措置を講ずるということでもあります。したがって問題があれば航空局に情報提供をいただきたいということ、また、それ以外に市町村が行政指導により飛行方法に関する注意を行うこと等は、航空法との関係において妨げられるものではないという結論でございます。再検討の視点といたしましては、そういった点を通じた上で、条例において規定することができるということであれば、その範囲やその事例等を示すべきではないかということでございます。

55ページ、毒物劇物の関係でございますが、毒物劇物の原体の製造業及び輸入業に関する登録等の事務を国から都道府県に移譲するという事でございます。これについては、まずは都道府県における実態の把握を行って、事務の権限の移譲について検討していきたいということでございますので、早急に結論を出していただきたいということでございます。

56ページから、都道府県経由事務の見直しということでございますけれども、3本ございまして、例えば57ページ、49-②、建設業許可の申請ということでもあります。これについての廃止については、県の役割というものが引き続きあるということでございます。また、電子申請の変更等で今後総合的に検討していきたいということなのではございますけれども、電子申請の実現までに、現状の経由事務については廃止を検討していただくべきではないかということで、指摘をしてみたいということでございます。

58ページ、教育委員会から委任を受けた事務に関して、50、これは行政不服審査法との関係なのでございまして、審査請求の審査庁が教育委員会について、明確でないという指摘でございます。回答としては、現状の行政不服審査法と教育委員会制度を照らし合わせて見れば、教育委員会による教育長の指揮監督権は、現行の新教育委員会制度では法定されていないので、教育委員会は、教育長の上級行政庁に該当しない。したがって、審査請求は、教育長に対して行われることは明らかだというお話なのですが、現状は、

各自治体で教育委員会で審査請求を受けているものと、教育長とばらばらになっていることがありますものですから、そういったことであればわかりにくいということで、まずその点についてしっかりと整理をしていただくということがございます。それから、右側の視点にございますように、教育長が審査庁となる場合には、行政不服審査法の趣旨に反しているのではないかと、客観的な審査という観点からいってどうかということで、さらに調整をしてもらいたいということがございます。

59ページ、51でございます。通知カードの住所変更に係る追記事務の見直し。これは28年度のフォローアップ案件でございますけれども、28年の対応方針として、制度の運用実態等を踏まえた上で適切な対応を行っていくということがございます。これは追記事務の効率化についての工夫を提案団体に対して、また、その他の団体に対して提供していく。そして、通知カードの事務は、そもそも初年度の段階に比べてかなり減ってきているということがございますので、こういったことで、引き続き関係府省が連携して事務負担の軽減につながる取り組みを進めていただきたいということがございます。

大変走りましたが、これ以外に資料5がございます。ごらんいただきますと、こちらは「平成26年、27年及び28年対応方針のフォローアップの状況」でございます。これらについては、説明は省略させていただきますが、おおむね一定程度の進捗が図られているところでございますので、さらに今後対応を調整してまいりたいということがございます。

さらに大部の参考資料1というものがついてございます。この参考資料1は、各府省の各団体提案に対する1次回答というものと、各府省の1次回答に対する提案団体からの見解というものを一覧にしたものでございます。説明は省略いたしますが、また、必要に応じて参考にしていただければということがございます。

事務局からは以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

ただいまは、重点事項にかかわる各府省からの第1次回答を御説明していただいた上で、それとの対応で今後の再検討の視点を御提案いただいております。皆様方から御意見を頂戴するわけでございますけれども、その前に、深く関係をいたしますので、平井議員から地方分権改革の推進に関する全国知事会提言について御説明を頂戴したいと思います。

よろしく願いいたします。

(平井議員) ありがとうございます。

本日、松本副大臣、また、長坂政務官にも御臨席賜りまして、このように現在の地方分権の推進に対して深くお力添えをいただいておりますこと、感謝を申し上げたいと思います。

また、神野座長、高橋部会長あるいは後藤先生を初め、今、喫緊の課題に大分深く突



っ込んだ議論を始めていただきましたこと、地方団体として御礼を申し上げる次第であります。

私からは、資料6に、地方分権改革の推進につきまして、全国知事会で7月に全国知事会議が開催されました際に取りまとめた分権の報告書を御紹介申し上げたいと思います。これは実は参考資料2として、その詳細版もおつけをしておりますので、またごらんを賜ればと思います。

これは神野先生にも御示唆いただきましたけれども、京都大学の石先生に取りまとめた中心に当たっていただきまして、さまざまな学術研究の立場からのお考えを取りまとめいただき、このようなレポートができました。中間報告は前回させていただいておりますので、詳細は省略をさせていただきたいと思いますが、きょうの分野に関わるところでは、資料6の3ページの「従うべき基準」、地域交通制度の見直し、それから、提案募集の見直し、中小企業や農林水産業の支援等々の具体的なところも書いてございますので、また御参照いただければと思います。

関連がありますので、先ほど大村次長からお話ございましたこととあわせて、少しこのタイミングで申し述べさせていただいたほうがいいのかもかもしれません。

3ページ、これは知事会でも大分議論がございましたが、「従うべき基準」をもう一度きちんと見直すべきではないだろうかということでございました。これは分権の一つのやり方として、条例のほうに法律で書いてある基準を移していく。本来は条例でありますので、地方自治体がそれぞれの住民の皆様の御意見を踏まえて、自治的に基準を設定できるのが条例であります。しかし、この分権改革のとき、その一つの妥協案として「従うべき基準」ということが書かれまして、「参酌すべき基準」などであれば、一応国のほうで示した基準はあるけれども、それ以外の実情に応じた基準でいいですよとなっているのですが、「従うべき基準」は、いわばコピペをしまして、コピーしてペーストして、それを条例に書くという、余り自治立法として意味があるような話にそもそもなっていないという隘路がありました。ただ、我々はこれを完全否定するものではありません。つまり、当時そうした条例による地方自治の実現ということを国全体で目標にさせていただいて、経過的な妥協の産物として「従うべき基準」が出てきたわけでありませぬ。先般も8月の末にお聞き取りをいただきまして、大橋先生にも聞いていただいたりしたのですけれども、きょうは多分市長会、町村会からもお話かあると思いますが、例えば放課後児童クラブです。これなどはナンセンスなのです。と申しますのも、中山間地、先ほど後藤先生が交通の立場でもおっしゃいましたが、中山間地に行きますと、そもそも学校にそんなにたくさん子供がいるわけではないのです。そこで放課後児童クラブをやって、居残りする子が何人いるだろうかというところに、今どこも2人の有資格者を置かなければいけないということになっているのです。これは、放課後児童クラブは中山間地ではつくってはだめですよと言っているのに等しくなってしまうわけでありませぬ。

これは保育所などもそうでありまして、松本先生の御地元でも保育園に入れなかった。「日本死ね」みたいなことを言ったはずの議員が今大変なことになっていますけれども、そういうようなことがございました。その問題も実はこの「従うべき基準」によることでありまして、とてもとても大都会の真ん中ではやりにくいこと、先ほど大阪の例のことを大村次長もおっしゃいましたが、それを強制されているために、結果は保育できなくなってしまう。保育所に入れたい子供たちを生んでしまっているということになっていまして、ここを緩めていく。「従うべき基準」は、もう大都会は大都会なりにすればいい。

それから、中山間地だったら、先ほどの放課後児童クラブなどは、その実情に合わせて有資格者、別に2人いなくても1人でいいですよとか、学校の先生や父兄の中で経験のある人がいればいいのではないですかと。何が問題かといえば、多分厚労省さんのほうは、それで劣悪な環境になってしまっただけとはいけないということだと思います。それを地方自治体のどこの自治体も否定することはないです。それは父兄から苦情が来るのは私たちでありますので、私たちで責任を持たないような基準をつくるはずがないわけがあります。ただ、うちはこういう工夫をして、こういう形の放課後児童クラブや保育所をつくりましょうというようにさせていただければいいのであって、簡単なことであります。「従うべき基準」を「参酌すべき基準」にするか、もう完全に自治立法に任せてしまうか。それで解決できるわけがあります。

実は今回この我々の提案、要望に対しまして、4割ぐらいが否定されたわけでありまして、ちょっとと思っていたのですけれども、大村次長から全部はね返してやると言わんばかりに丁寧に反論もつくっていただいたので、一緒になって地方団体も戦っていきたいと思います。

「従うべき基準」も、松本副大臣の御地元のように、もう市内、中心部になってしまうと、市がなくなれば「たがうべき基準」になりますので、とても守ってられない基準になってしまうということでもあります。また、上から目線で厚労省さんとかが設定をする。だから、下が「憂うべき基準」になってしまっている。そんなようなことにすらなっているわけでありまして、これをぜひ何とかしていただきたい。これは地方団体の一つの声として、知事会でも多くの議論が出されまして、ここに書かせていただいております。

地域交通の課題でありますけれども、これも先ほど後藤先生のお話もございましたけれども、地域交通の協議会がございまして。この協議会である程度決められるようになったというのは、私どもも議論を積み重ねてきてだんだんわかってはきているのですけれども、結局現場で、そうはいつでも全員の合意をとりなさいということを実際上強制されたりして、バス会社などは反対したいところもあつたりしますと、たちまちとまってしまうということが起きてしまいます。非常に厄介な課題なのですけれども、もっと工夫の余地があるのではないかと思います。このままでは、中山間地で交通弱者が足を失

ってしまうことになりかねません。その辺をならないようにするためには、柔軟な過疎バスなどを活用したり、貨客混載も認めていただけそうなのですが、これも大きな市であっても、とてもではないけれども、中山間地だったところは、今、市町村合併を繰り返していますので、たくさん出てきているわけであります。ですから、そうしたところを御考慮いただければ、単純な過疎ということだけでもなくて、実情に応じて中山間地域などはそうした対応がとれるようにしていただければありがたいと思います。

また、中小企業とか農林水産業への空飛ぶ補助金の課題もございましたけれども、かなり今回厳しい回答が省庁側から出ているようでありますが、これも地域の産業を興していく、あるいはTPPやEPA対策、こういうことをやっていく上でも大切なことですので、現場のほうにむしろ権限を与えていただければありがたいのではないかと思います。

こうやってまとめてみますと、電話帳ほどたくさん提案があって、それを一つ一つ潰していくということかもしれませんが、松本副大臣の生まれ故郷は、実は私どもの割と近いところでありまして、中国地方の中でも世羅高校などは私たちのヒーローみたいなところがあります。最近で言うと、青山学院大学の原晋監督もあそこの方なのですけれども、その原監督がおっしゃっておられますが、小さな成功体験を積み重ねることで初めて大きな成果が得られる。こういうように言っておられるわけであります。ぜひ、議員の先生方、また、政府関係者の皆さんでも、きょうの大村次長がおっしゃったような形で、一つ一つ丁寧にこの課題をクリアしていただきますよう、お願いを申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

適切に御指摘を頂戴いたしまして、感謝を申し上げます次第でございます。

それでは、ただいまの両部会長、さらに事務局、ただいまは平井議員から御説明をいただきましたが、きょうのメインテーマについて、質問と意見をあえて分けませんので、どなたからでも結構でございます。御意見を頂戴できればと思います。いかがでございましょうか。太田議員、お願いいたします。

(太田議員) 豊田市長の太田でございます。

私からも基礎自治体の声に真摯に御対応いただいておりますことに心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

全国市長会からは、8月28日付で地方分権改革推進室宛てに今回の提案募集に係る意見照会の回答を出させていただいております。実は御案内のとおり、全国市長会はさまざまな市がございまして、この手の照会に対しての回答の取りまとめが非常に難しい状況にございます。だからこそ地方分権が必要なのだろうと思っているところでございます。

そういう中でも、全国市長会として統一した回答スタンスが得られるのが財源の話で

ございます。権限の話が先行して議論はされるけれども、どうしても財源が後追い後追いで議論がされますので、そのことが個別の手挙げ方式の提案も市側にとってちゅうちょするようなところもあるのだろうと思っています。

現行規定により対応可能という御対応をいただくことが多いわけですが、例えば典型的なのが事務処理特例で、中核市の中では教職員の人事権がいつも話題になるのですけれども、その話題になるたびに、それは事務処理特例の中で対応できるのだという話になってしまうのですが、現実問題として、そのことを県に申し出ても、県が御対応されないということはよく聞く話です。どのレベルでその話をするのかということもあるのですけれども、道具としての事務処理特例というものがあるけれども、現実には実は使い勝手がとても悪いということがございます。そういうときに、ある程度そういう事例が積み重なるのであれば、具体的な法律事項として、例えば市側が申し出たときには、それは協議の場を設けなければいけない、設けることができるというような、具体的な規定を設けていただけると、次に進みやすいのかなと思います。そもそも現行規定により対応可能というのは、制度を設計された側の理屈のような気がするのですね。そちらの解釈であって、制度を利用する側から見ると、そのことがあらかじめ想定されているかどうかは実は非常に見えにくいわけですので、そのあたりは工夫していただけるとありがたいと思います。

きょうの案件とは違うのですけれども、中核市市長会の中で今、児童相談所の件が話題になっております。児童相談所が一時中核市には必置という方向性が示されそうな状態のときに、実はそれは困りますという話を中核市側で言わせていただいています。経緯としましては、過去に中核市市長会として児相の権限を中核市に欲しいと言った経緯があって、制度設計上は既にそうなっているわけですが、実はその制度を利用して中核市で設置しているのは、今、金沢市と横須賀市しかございません。例えば、豊田市の考え方は、実はこれは愛知県とはまだ話していませんので、愛知県の考え方を確認しているわけではありませんけれども、愛知県が設置しています児童相談所は、ほぼ豊田市の市域とニアリーイコールになっております。それはどういう状態になっているかといいますと、豊田市の役割は水際作戦で、つまり、水際でいかにとめるかというところで豊田市が役割を担っていて、具体的に措置をしなければならないところで愛知県がきちんと役割を担う。県と市がしっかりと日常的な連携をとっている状況です。ですから、我々の言葉で言いますと、豊田市は寄り添い型、県は家庭介入型。仮に豊田市が措置権限を持ってしまうと、恐らく親御さんだとか子供は、措置権限を持っている豊田市にはなかなか言いにくいのだろうと思います。つまり、措置といきなり結びつきますので、そこで豊田市が措置権限を持たないことが、実は市民の皆さんや子供たちにとっては、むしろ話しやすい、接しやすい状況になっていると思っていますので、豊田市はあえて豊田市で児童相談所を持つ必要はむしろないのではないかという解釈をしております。

こうした分権の議論が進められるときに、一律という話には、ほとんどの項目が多分

ならない。それぞれの基礎自治体がまちづくりを進める上で持ちたい道具は、それぞれの自治体によって違うのだろうなという、まさに地方分権は、それこそ全国の数ある中のそれぞれの地方分権があるのだろうと思いますので、その辺をできるだけ柔軟に構えていただくと基礎自治体としてはとてもありがたいと思います。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

部会長、コメントは特にありますか。お願いいたします。

(高橋専門部会長) 今の御提案をよく勉強させていただきます。どうもありがとうございます。

(神野座長) ほか、いかがでしょうか。

戸田議員、お願いいたします。

(戸田議員) 私からも若干意見を述べさせていただきます。

先ほど平井知事がおっしゃった放課後児童クラブ、「従うべき基準」というこの部分ですけれども、これはもう柔軟に対応いただけたらありがたいなと。おっしゃったとおりです。現場において直接苦情が来るのは私どもですので、責任を持って対応しますので、ぜひ柔軟に対応をお願いいたします。

今、豊田市長がおっしゃいました現行制度で対応可能という回答の部分ですけれども、これは言っていかなければそれが出てこないということになりますので、いろいろなここに出てきていない部分はまだいっぱいあるような気がします。そんなことを思いながら聞かせていただきました。第2ラウンドにつきましても、先生方、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

個別の案件でコメントしていきたいと思いますが、やっと町村でも数が増えました。山梨県の町村会が中心になりまして、県の南部地域14町村が提案団体、共同提案となっておりますドローンの関係でございます。これは富士山麓に位置して、世界文化遺産のエリアにある。そして、年間を通して観光客が絶えないという地域、忍野八海等の地域において、空撮のためのドローンを使用するケース、これが多発をしているということです。こういう例は非常にイメージしやすいのです。広く町村部にこの提案募集の制度はこういうことをやっているよということを訴えていくにあたり、これは非常にイメージしやすいなと思っています。提案を呼びかけられる好例であるという理解をしておりますので、この部分はぜひ力を入れていただけたらありがたいと思います。

また、大分県の全町村から、罹災証明に係ります手続、制度の見直しというものがしております。これにつきましても、熊本地震等の経験を踏まえられた貴重な提案でございますので、ぜひ前向きな対応、もう既にいただいておりますかと思いますが、なおよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

単独町村の提案でございますけれども、熊本県の長洲町、これは1です。保育所等における保育士の配置基準の緩和、42、岩手県の岩泉町、災害援護資金の貸付利率を条例

で引き下げられるという部分、これ等多数の提案がなされてきたところでございます。ぜひ実現を見ますようによろしくお願い申し上げたいと思います。

今回私も兵庫県多可町として提案をかなりの数をさせていただきました。そんな中で、これは17です。僻地診療所における管理者の常勤要件の緩和の部分でありますけれども、さらに検討を続けていただけるようでございますが、これは本当に全国各地の僻地の診療所の共通の課題です。これはぜひ実現をしていただきたい。そのように強く思うところでございます。

市民農園の開設をできる者の要件の緩和、これも任意団体でも可能という御回答をいただいております、本当にありがとうございます。さらに、農業集落排水処理施設での排水処理が可能となる業種の拡大、これは6次産業を進めようとするれば、下水の場合、いろいろな制度がありますので、その入ったところではなかなか事業展開ができないということがあります。これも一部要件を拡大いただくという方向ですけれども、ぜひそのような形で拡大していただいたらありがたいなと思うところでございます。

今日のお話には出てきていませんけれども、提案させていただいた四等三角点の柱石の復旧等に係る権限の市町村への移譲。これは私も知らなかったのですけれども、史跡調査を私の町はやっていますので、担当の職員がそのことを強く感じているということです。事件は現場で起きているというのが、この例だと思います。こういう例は、ひょっとしたらいっぱいあるのではないかと思いますので、今回は議論になっていませんけれども、ぜひ取り上げていただければありがたいと思います。

地方三団体からの共同提案分、これにつきましてもよろしくお願いいたします。その中で、話も出ましたけれども、地域公共交通の関係、いわゆる過疎の地域ということの拡大解釈の部分です。これにつきまして特定農山村地域を含めるという方向で御検討いただいておりますということ、これは非常にありがたいと思います。本当に過疎になっていない過疎に近い町がいっぱいありますので、そこに目を向けていただけたらありがたい。そのように思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

高橋部会長、お願いいたします。

(高橋専門部会長) 3議員から御指摘をいただきまして、どうもありがとうございました。

特に今回重点事項がかなりふえまして、その背景としては、地方公共団体の皆様方がいろいろと工夫されて、新たな非常に多様な御提案をいただいた成果ではないかと思っております。実際、実は1の項目に①②、⑥ぐらいまで、同じような項目でもさまざまな御提案をいただいております、対応する側は結構細かく対応しなければいけなくて大変なところもあるのですが、それは御検討の成果なのではないかと。支障を具体的に踏まえられてこういう多様な御提案をいただいていると受けとめておまして、そこは私も感謝申し上げたいというのが第1点。それを受けて、しっかり頑張りたいなというこ

とでございます。

事務処理特例の例を御紹介いただきましたが、私どもも必ず各省庁から事務処理特例でできますという御回答をいただいておりますが、制度が権限移譲とは全く違いますので、交付税措置であるとか、今言ったきちんと合意がないとできないとか、そういうところを具体的に示して、具体的な権限移譲に結びつけるように努力しているというところでございます。

特に今回、印象的だったのは、全国知事会のところの御提案です。これはヒアリングでも実は議論になったところでございますが、4-1の2ページ目に、特に「従うべき基準」の提案のうち、3次勧告以降に新しく「従うべき基準」になった項目が多いという御指摘をいただきました。要するに、本来ならば事前に通知があるべきところが直前になるとか、なかなか対応できない形で、各省からとにかく閣議決定の直前に通知が来てしまうかとかとあって、地方公共団体から十分な意見が出ない形、出せない形で来てしまう。この辺は問題だと思ひまして、何らかの形で少し事務局とも相談していただいて、どういう措置が可能か。要するに、一々個別にたたくというのではなくて、そういうことがないように事前に十分な枠組みができるような形で制度の改善をお願いすることもあり得るのではないかと考えています。この辺は事務局ともよく相談したいと考えています。以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。御努力いただいているのですが、ございましたら、お願いいたします。勢一議員、お願いいたします。

(勢一議員) ありがとうございます。

既にたくさん御指摘が出されておるところでございますけれども、私からは、提案募集の検討専門部会に携わった点から、2点ほど感想を含めて申し上げたいと思います。

1つ目は、先ほどから議論になっております「従うべき基準」について、しっかり検討していかなければいけないだろうということでございます。地方からいただいた多様な提案を細かに議論しておりますと、確かに制度の細かな運用ですとか基準のあり方というところに、最後は議論が集まっていくわけでございますけれども、地方の提案の出どころは、その限られた地域の人材や財源、地域の空間をいかに活用して、地域の実情に応じた住民ニーズに応える、その努力と工夫を続けてきた経験であり、その中から出てきた声というのが提案になっているのだと実感をいたしました。

そのときに、どうしても最後に支障になるのが、「従うべき基準」で、それに縛られているためにこれ以上は動けないという段階になってここに出てきている現状を多数の事例で見っております。この場合に「従うべき基準」を単に緩和する、基準を引き下げるというのではなくて、地方からの提案、そこには質を確保するために、例えば代替措置をとるとか何らかの補完措置を設けるとか、地域独自の資源を活用する形で、よりよい選択肢を各地域が選んでいく。こういうことをやりたいという提案になっております。

ですから、その点を担保して、その上で「従うべき基準」はどうあるべきかというところも含めて議論をするのが大切だろうと思った次第です。これが1点目になります。

2つ目は、地域交通部会との合同部会で議論させていただいたところで非常に感じている点なのですが、先ほど後藤部会長からも御指摘がありました。自家用有償運送の制度、これは地方分権改革の提案募集の中で手挙げ方式を最初に実現した案件でございます。非常に期待されているわけですが、どうやら使い勝手がよくない状況になっている。せっかく提案が実現して分権の中で新しいことができる段階になったにもかかわらず、うまく動けない状況になっているということが、少なくとも一つの例が明らかになったわけです。もちろんこの制度を今後改善することも必要なのですが、今後提案が実現したときにどのような制度として現実的に組んでいくかという段階、ここも注視して、制度として動くように何らかの対応をしていくことも必要なのではないかと感じた次第です。私からは以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

谷口議員、お願いいたします。

(谷口議員) 関係者の皆様方、検討部会の皆様方、事務局、そして各省庁の皆様方、提案された方々、この分厚い資料にまとまる前にたくさんの議論や資料や御検討された事項があったかと思えます。大変情報量が多くて、考え込んでおりました。大変勉強になりました。ありがとうございました。

この議論の中で、重点項目の中で幾つの特徴について教えていただきましたが、感じた点が2点ございました。1つ目は、先ほどから議論がなされております幾つかの「従うべき基準」の点で、介護福祉士ですとか保育士、看護師、医師、こういった特定の福祉ニーズが高まっている部分に対しての特定の資格を持った方々を確保することが難しいということです。難しいのだけれども、そういった基準を設けないと福祉のサービスの質が落ちてしまう危険性については、これは避けたいというところのせめぎ合いがあって、また、自治体ではそれを維持しなければ施設自体が開設できない、サービスが維持できないというところで、ジレンマがあると思いました。

これについて、私もすぐに解決する策が浮かばないのですが、1つ思ったのは、もしこの重点項目ですとか、あるいは先ほどの地域交通のように重点を置いている事項があるとするならば、国と地方と事務局あるいは専門家がぶつかり合うのではなくて、もう見直しをすることを前提として、お互い知恵を出し合うというか、解決策を議論できるような場を設定できれば望ましいと感じました。

もう一つは、有資格者を確保するのが難しいという点において、私も介護福祉士の専門学校の授業を担当したことがあったのですが、そういったところでは、例えば社会学とか、そういう介護の専門知識外の授業も受けなければいけないというカリキュラムであったと記憶します。それは重要なのですか、資格を得るまでに何百時間も講義受講が必要であるという基準が、先ほどだんだん削減されているという話を聞きまし



て、資格に必要な専門知識は専門の教育機関で学んでもらうにしても、それを支える知識については、非常に気の長い話かもしれませんが、例えば中高、大学といった教育プログラムの中に、福祉、介護、保育あるいは社会ニーズのあるものについて、福祉マインドを養うような授業科目というものを埋め込んでしまうということもあり得るのではないのでしょうか。要するに、今の人は大家族で育っていないので、赤ちゃんが生まれました、赤ちゃんをどう育てていいかわかりませんかとか、おじいちゃん、おばあちゃんのお手伝い、どうしていいかわかりませんかというように、どうしても家族形態の中で福祉にかかわる体験がない。社会の構成員になるときに、お互いをケアし合う行為はみんな普通にやることなのだと思いますながら育っていけるような教育があっても良いのではないかと。余り社会的動員を進めるのもどうかとは思いますが、普通の教育の一環として組み込んでいって、そして、資格取得時のように本当に専門的な知識を必要としている時にそれを追加的に学ぶようにする。同時に、福祉マインドを持った方々を社会全体でふやすような教育を行うことで、そうした専門職になる人の候補を増やす。長期的になるかもしれませんが、絶対に福祉ニーズは減らないので、考える必要があるのかなと思いました。以上です。

(神野座長) どうもありがとうございます。

市川議員、お願いいたします。

(市川議員) 今回の提案、それに対する特に専門部会からの再検討の視点、非常に多様な視点で、次の対応案を出されているという意味では勉強になります。ありがとうございます。

2点あります。1点目は、特に今回議論になっています子育て、保育、児童活動等の支援に関することですけれども、当然、安全ですとか質に関するガイドラインというのは、これは非常に大切ですけれども、この部分を国が示すということは、それは必要なことだと思います。ただ、それを実際にどう担保していくかというのは、これはある程度地方のそれぞれの実情に応じた形に任せるのがいいと思うのです。

その中で、今回資格者の話が非常に多いのですけれども、とにかく資格者の数をそろえるということですが、それだけでなく、具体的に地域がどう担保するかということ。例えば補助の人員を配置することで資格者を補うとか、そういうアイデア。実は大切なのは各地域がその住民の方たちに対して、自治体が例えば放課後児童の支援に対して、こういうアイデアで対応するのだと。資格者はこれだけしかいないけれども、それに対して補助も含めてこうやりたいけれども、みんなでどうしようかということによって住民の方の了解を得ることがあれば、それで国のガイドラインも担保できるのであれば、むしろ形骸的に資格者の数を配置するよりもはるかに意味のあることになると思います。今回の議論の中で、住民との納得感をどう得ていくかということも、これからの議論の中でしっかりしていく必要があると思います。

2点目は、マイナンバーの必要情報の連携の話ですけれども、これもずっと前から出

てきているのですが、かなり数も多くなっています。前回も前々回も議論があったと思いますが、このマイナンバーに関することは一度全部整理して、どういう情報を連携しているかということをもとめて議論したほうがいいのではないかと。個別に一つ一つの案件についてというよりも、マイナンバーそのものが、時間はたっていますけれども、まだなじみがないというのがありますので、一度全体を整理されたらどうかと思いました。以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

伊藤構成員、お願いいたします。

(伊藤構成員) ありがとうございました。

私からは、実際に専門部会で携わっておりまして、現時点で印象に残っていることを1点申し上げたいと思います。

今、谷口議員と市川議員からお話がありましたとおり、特に子供、介護、医療関係の専門的な資格に係る御提案を今年はかなりたくさんいただいている印象を持っております。その際、厚生労働省等としては、各専門職の専門性を高めたい、それによって地域におけるサービスの質を確保したいという発想はわかるわけですが、それが余りに過大で、全国一律で行われていて、自治体の現場を踏まえていないという状況の中で、今回こうした御提案が多数上がっていると理解しております。

その際、今まで議論がございましたとおり、果たしてそれが「従うべき基準」で維持されるべきことなのかということは、きちんと精査していかなければいけない点でございます。そもそもこうした専門性の充実を検討する場で、自治体からも現場を見て新しい仕組みを考えてほしいというもう少し先取りの位置づけといたしますか、提案をする場を設けるということも必要なのではないかと思います。現行ですと既にでき上がってしまって、例えば新しい制度はまだ走り出してすぐですから、検討までに時間をいただきたいという返答しか出てこないということになります。これは「従うべき基準」をつくる際の自治体側の意見をどう組み込むかという全体的な制度のたてつけとの関係でも、特に専門職的なことで現場の御負担になる場合には、少し長期的に考えていく必要があるのではないかと。現時点での感想ですけれども、1点だけ申し上げたいと思います。以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

磯部構成員、お願いいたします。

(磯部構成員) 本当に何もつけ加えることがないという感じではありますが、冒頭から平井議員、太田議員、戸田議員などから、問題の本質をわしづかみにするようなコメントをいただいていたと思います。結局、現場で動かないから何とかしてくれと言っているところを、事務処理特例で何とかなるはずだとかもとの制度はこういう趣旨でつくってあったのだという説明を繰り返され、もちろん今の資格の話もそうなのですが、安全のためには、質の確保のためにはこれが望ましい。何も反対することはできな

いのですけれども、どうもそこの制度設計側の理屈と制度利用側の困難さ、時には、それは大都市と地方の認識のギャップ、制度をつくった昔の感覚と現在の置かれた困難、どうもそこの認識、ギャップは非常に深いのだなということを、この夏、何日もここに通って感じ続けてきた感じでございます。

そのギャップによって、結局例えば中山間地域で放課後児童クラブがつかれない、結局困るのは地域の弱者の方たちだと、しわ寄せはそこにいだけだということを放っておくというのは許しがたいことだと思います。谷口議員がおっしゃったように、見直す必要があるかどうかではなく、これだけ声が上がっている以上は見直さなければいけない、あとはどういう知恵を出し合うのかという議論を進めていかないといけないのではないかと思います。ですから、最初は松本副大臣が調整を加速するべきだとおっしゃって、まさにそのとおりだと非常に心強く思ったのですが、何よりもその前提として、いわばそのギャップがあるという認識を改めていただく必要があるのだということを、ぜひ強力に言っていただければと感じた次第です。

感想だけですが、私からは以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

野村構成員、お願いいたします。

(野村構成員) 私からも新たにつけ加えるような話はないのですけれども、ことし、私は2年目になりまして、特に行政法学者の中でも子育てとか子供の問題に多少なりともかかわっているということで呼んでいただいたと理解しているのです。昨年、ことしと拝見あるいは議論に関わらせていただいて、例えば手続が煩瑣であるとか、あるいは権限を移譲してもらいたいであるとか、あるいは事務量がどうであるとかという場合には、比較的、それはそういうこともあったのですねと、気がつかないところを気がついたというところで認識が一致して解決することも多いのですけれども、この間、安全性の問題という比較的本質的な部分に議論が及ぶに至って膠着状態になって、先に進まないという感じを受けています。

その点に関して、先ほど「従うべき基準」というお話があって、その「従うべき基準」というのは、結局「従うべき基準」であるがために、国が示した基準、国が責任を持たなければいけないという意識が非常に強くて、なかなか緩和をするということに踏み出せないということがあるように感じていました。先ほどのお話の中で、その意味では、この「従うべき基準」に対しての考え方を考えていくべきだという御意見があって、なるほどなと感じていたところです。その意味では、地方分権ということ的前提にしたときに、この「従うべき基準」ということ自体が、逆に国の責任を非常に過大に持っていて、我々はこの考え方自体を土俵にして、それを前提に、「従うべき基準」だけれども、個別具体的にこういう提案があれば緩和していくべきだという議論をしていますけれども、そもそもこの「従うべき基準」について、どうも考えていかなければいけない時期に来ているのかなという感想を持った次第です。以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。戸田議員、お願いいたします。

(戸田議員) 提案募集とはちょっと違うのですけれども、資料をお配りさせていただいている部分で説明を加えさせていただきたいと思います。

実はお配りしております資料は、平成26年5月16日、第13回有識者会議で地方六団体のヒアリングがあったようで、そのときの資料でございます。新潟県聖籠町の渡邊町長が「『分権がもたらす豊かさ』とは」というプレゼンをされたようでございまして、その中での数値を示されています。これは何が言いたいかといいますと、町村といいますのは、5万近い町村から数百人の町村まであります。当然職員数も百人単位の町村から十数人という町村まであります。

そういう中、分権改革が進むにつれて最近目立ってきているのが、国からの調査・照会事項、それから、いわゆる国からの要請・努力義務で計画を策定しなさいというのが非常に増えてきている実態でございます。

26年時点での聖籠町の当時の状況を渡邊町長が説明されたようでございます。聖籠町は1万4,000人の町です。そして、面積が38平方キロ、そして、一般職員の数ですけれども、118人の町です。その町に、これだけ多くの国からの調査・照会事項420件がある。

それをこなすのに、人として1日就業するとして656人分かかっていますという、これはそういう読み方だと思えます。省庁別に見るとこうですよということの一覧があります。そして、裏側ですけれども、これが町で策定をされている計画、件数は34件で、作成しなければならないという必須計画が10件、国からの要請・努力義務、これがだんだん増えてきているのですけれども、14件、その他は1件で、この計画を策定するのに1,800人分かかるといことのようにです。

これはちゃんと調べていませんけれども、確かに私も毎年増えてきているような気がします。私が調査をしたわけではありませんけれども、最近の論文を読んでいますと直近2年で4件、その前の年は11件、計2カ年で15案件の計画策定、調査の事項が加わったということが書かれています。これを処理するのは大変なのです。もちろん重要な調査もあるのは重々わかっています。でも、調査をして出しても報告も何もないという、そういうことが最近たくさん出てきています。

渡邊町長もそのときに言われていますけれども、調査・照会事項や計画策定もメリットはあるが、大きな負担となっている。義務付け・枠付けの見直しの対象として検討が必要と、こう書かれています。まさにそのとおりかと思えます。

メンバーが新しくなってますので、私もこれを出されているのは知りませんでした。昨日、聖籠町長と一緒にになりまして、こういうことを出しているのではというお話がありましたので、改めてこういう問題があるという認識をお願いいたしたいという意味で出させていただきますので、ぜひ御検討いただけたらありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(神野座長) ありがとうございます。

平井議員、お願いいたします。

(平井議員) 議論の種をまいたら、大分その話がずっと後で先生方も続いて出されたので、若干だけコメントをさせていただきたいと思います。

先般、梶山大臣には、鳥取県のみならず全国知事会として考えて、きょうも御紹介させていただいたのですが、この報告書につきましてお聞き取りをいただきまして、本当にありがとうございました。その折にもこうした分権を進めようという大変強い決意をいただきまして、私どもは大変に喜んでいただいております。

本日「従うべき基準」で大分御意見が出ましたけれども、高橋先生などからも御指摘がございましたように、前回、実は大橋先生のほうでもお話があったのですが、「従うべき基準」がどんどんふえてきている。今の戸田町長がおっしゃる調査物もそうなのですが、そういうものを予防的に事前の段階で地方の意見も聞いていただいて、こういうような「従うべき基準」はいいだろうかというのを、時間的余裕としっかりとした検討の手續をとっていただいたほうがいいのかもしれないとも思われます。「従うべき基準」の議論も大分なされてきまして、そろそろ見直しの時期かなと、きょう大分声も聞かれたところでもあります。個別には、ぜひ子育てだとか中山間地の放課後児童クラブなど、そうしたところにメスを入れていただきながら進めていただければ大変にありがたいかなと思います。

また、文化財の関係の首長部局と教育委員会との関係等々、大分前向きにも今回進めていただいていることに感謝を申し上げたいと思いますし、これからの課題として税財源のこと、これは太田市長もおっしゃいましたが、財源のことは一番大切な問題として、今後もこの会議でもお力添えをいただけたらありがたいと思います。

ことしも地方交付税の総額がこれから多分問題になってくると思います。分権の一番の大事なポイントにもなってまいりますので、ぜひともその辺にも御配慮いただければありがたいと思います。

私も、かつて梶山静六大臣のほうにお仕えしたこともございましたが、梶山大臣も水戸天狗党の血を引く者として、前の先生のおときは、常々私たちに愛郷無限という座右の銘をおっしゃっておられました。一人一つのふるさとが輝くことで日本はよくなるのだと、それが分権の一番究極の目標ではないかと思っております。ぜひお力を賜りますようお願い申し上げます。

(神野座長) ありがとうございました。

ほかはよろしいでしょうか。

事務局から、全体を通じてコメントなどがあれば、お願いいたします。

(大村次長) 先ほど多可町長さんからお話のありました計画策定の関係でございますけれども、これは地方分権改革推進委員会の第3次勧告で、平成21年の10月のときに一定のメルクマールによる指摘がございまして、法律などで義務付けしていたものについて、

そのときに一通りの見直しはしているものでございます。その後の新しい御指摘があったようにいろいろな計画ですとか調査物があると思います。私どものほうで、法令協議等で可能な範囲のものについてはチェックをし、なるべく義務付けについて減らす、または、そうでないものについてはできるだけ義務付けではなくて努力義務程度にするといったことは努力をしておるのでございますが、御指摘の点も重々ごもつともな話でありますので、これからも努力をしていきたいと思っております。

(神野座長) 高橋部会長、全体を通じて何かございますか。

お願いいたします。

(高橋専門部会長) 今の話は、政府全体の事業者に対する取り組みとして、行政手続について負担を軽減する、事業者目線で実行するという動きがあります。ですから、そういう意味でも、地方公共団体に対する負担を軽減するという視点を、ぜひ我々としてしっかり取り組まなければいけないかなと思いました。以上でございます。

(神野座長) ほか、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。本日は大変建設的というか、生産的に御議論を頂戴したこと、深く感謝を申し上げる次第でございます。本日の議論を踏まえていただいて、また一層努力をしていただくのは心苦しいのですが、提案募集検討専門部会において、さらなる一層の調査と審議を御推進いただければと思います。

さらに、政府におかれましては、地方からの提案の最大限の実現に向けて、各府省、他方側との調整等々をお願いする次第でございます。

本日、先ほどもお話が出ましたように、私も個人的にずっと御指導いただいている梶山大臣が、お忙しい中わざわざお時間を割いていただいて御臨席いただいておりますので、御挨拶を頂戴したいと思います。

よろしくお願いいたします。

(梶山内閣府特命担当大臣) このたび、地方分権改革を担当する内閣府特命担当大臣を拝命いたしました梶山でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、提案募集方式に基づく地方からの提案について、実現に向けて大変な御尽力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

特に専門部会におきましては、各府省、そして地方三団体からのヒアリングを重ね、活発な御議論をいただいていると伺っております。重ねて感謝を申し上げます。

本年7月に、提案について各府省に対し検討要請を行いました。それについての第1次回答ということで、その状況を踏まえ、今後の進め方について本日は活発な御議論をいただいたと聞いております。本日の御議論を踏まえ、後日、私から閣僚懇談会におきまして、各府省の大臣に対し、提案実現に向けて再検討に当たって強力なリーダーシップを発揮してほしいというお願いをし、また、部会での御審議もいただきながら、並行して地方からの提案の最大限の実現に向けて努力をしまいたいと思っております。

いよいよ後半戦となってまいりましたので、委員各位におかれましては、引き続き地

方分権改革の推進に対し御尽力いただきますことを重ねてお願いを申し上げまして、私からの挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、特に御発言がなければ、そろそろ時間でもございますので、きょうの検討会は閉じさせていただきます。よろしいでしょうか。

御臨席いただきました大臣、副大臣、政務官に深く感謝を申し上げるとともに、生産的な御議論を頂戴いたしました議員及び構成員の皆様方に深く感謝を申し上げる次第でございます。どうもありがとうございました。

(以上)